

# 小松島市農業委員会委員・ 農地利用最適化推進委員募集!



小松島市農業委員会では、令和5年7月19日の現委員の任期満了に伴い、小松島市農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

## 共通事項

【任期】3年(令和5年7月20日から令和8年7月19日まで)

【報酬】月額11,000円 ※活動や成果の実績に応じて上乘せ報酬が支給されます。

【資格要件】○市に住民登録のある方、または市内で農業経営を行っている方 ○市の職員でない方

○法令等により農業委員・農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない方

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできませんが、両方の候補者となることができます。

※次のいずれかに該当する者は除きます。

○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

【募集期間】2月7日(火)から3月6日(月)まで

【募集方法】農業者3人以上からの推薦、農業団体等からの推薦、または一個人による応募によります。申込書(推薦用、応募用)に必要事項を記入のうえ、持参または郵送(必着)で市農業委員会事務局(平日(土・日・祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで)へ提出してください。

※申込書は、市ホームページからダウンロードするか、市農業委員会事務局で配布しています。

※必要に応じて、市農業委員会委員候補者評価会議・市農地利用最適化推進委員候補者選考会議を開催し、それぞれの委員の選考を行います。

【募集状況の公表】募集状況は、募集期間の中間および結果を市ホームページで公表します(推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営状況、推薦・応募理由など)。あらかじめご承知ください。

## 農業委員

【募集人数】19人 【募集区域】市内全域からの募集

【募集対象】農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進にかかる事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方

※農業委員については、原則として認定農業者が定数の過半を占めること、中立委員(農業者以外の方で中立的な立場で公平な判断をすることができる方)を含めること、年齢・性別などに著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

【主な業務内容】毎月の農業委員会の総会で、農地の権利移動の許可等に関する審議、決定を行います。また、農地の現地調査や、農地利用最適化推進委員と連携した現場活動等を行います。

## 農地利用最適化推進委員

【募集人数】16人(担当区域ごとに募集:右表参照)

【募集対象】農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※農地の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農などの農業参入の支援を行うことです。

【主な業務内容】耕作放棄地等の発生防止と解消等のための現場活動や働きかけ、農地の巡視等を行います。また、必要に応じて農業委員会の総会や事前の現場調査に参加し、農業委員とともに農業委員会活動を行います。

【提出・お問い合わせ先】市農業委員会事務局

☎32・3810/FAX34・9992

Mail:nougyouinkai@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 最適化推進委員の担当区域および募集人数

( )は募集人数

第1区域(1)	小松島町(県道33号小松島佐那河内線から北)、神田瀬町、江田町、中田町、中郷町		
第2区域(1)	小松島町(県道33号小松島佐那河内線から南)、松島町、堀川町、南小松島町、横須町、金磯町、日開野町		
第3区域(2)	新居見町、田浦町、前原町		
第4区域(1)	芝生町	第5区域(2)	田野町
第6区域(2)	立江町	第7区域(2)	櫛淵町
第8区域(1)	大林町、赤石町	第9区域(2)	坂野町
第10区域(2)	和田島町、和田津開町、間新田町		